

船橋市介護人材確保対策懇談会実施要領

1. 趣旨

この懇談会は、本市の介護人材確保対策に関し、関係団体との情報交換や意見聴取を通じて、介護事業者との連携・協働を図ることを目的とする。

2. 情報交換・意見聴取の内容

- 1) 合同就職説明会の開催に関すること。
- 2) 介護の魅力発信事業に関すること。
- 3) その他介護人材確保策に関すること。

3. 関係団体

意見聴取等を行う関係団体は、下記のとおりとする。

- 1) 一般社団法人千葉県在宅サービス事業者協会
- 2) 船橋市介護老人保健施設協会
- 3) 船橋市認知症高齢者グループホーム連絡会
- 4) 船橋市訪問介護事業者連絡会
- 5) 船橋市老人福祉施設協議会
- 6) 船橋市小規模多機能型居宅介護連絡会
- 7) 船橋市デイサービス連絡会
- 8) 船橋市定期巡回・随時対応型訪問介護看護連絡会

4. 出席者

各団体から1名以上の出席を求める。

5. 開催回数

必要に応じて、年間数回程度開催する。

6. 事務局

懇談会の事務局は、介護保険課が行う。

7. 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成29年10月 4日から施行する。

この要領は、令和3年12月10日から施行する。

この要領は、令和5年 4月 1日から施行する。